

# 業支援制度

問産業課（金屋庁舎）



## 遊休農地リフォーム （有田川町耕作放棄地再生事業補助金）

荒れた農地をリフォームし、新たに耕作を開始する農業者をサポートします。この事業を活用し、農地の規模拡大を目指しませんか。

**受付期間** **受け付け中** ※予算に達し次第受け付けを終了します。

**交付金額** 最大 **50万円**  
※1aあたり1万円でリフォーム面積に応じて変動

	1aあたりの補助額	上限額 (一経営体における年度額)
農地を貸借する場合	1万円	50万円
自己（家族含む）所有地の場合	5,000円	25万円

### 対象者

- ・有田川町内に住所を有し耕作放棄地を耕作する意思のある者または農地所有適格法人など
  - ・農地の貸借権について、10年以上の権利を設定し許可を受けた者で、10年以上継続して農作物を作付けする者
  - ・補助金の交付申請時において、納期限が到来している町税および国民健康保険税に滞納がない者
- ※その他条件があるので詳しくはお問い合わせください。

**受け付け方法** 産業課窓口まで申請書を提出してください。後日、審査があります。  
その他詳細、申請書様式は町ホームページをご覧ください。

### 注意・その他

- ・農地の貸借について、同一の当事者間で繰り返し行われた農地については対象外です。
  - ・国の補助事業（中山間地域等直接支払交付金など）の交付対象地は適用できません。
  - ・事業終了後、リフォーム後の耕作状況を年に一度、10年間に渡り報告いただきます。
- ※農地を貸借する場合は、事前に農地所有者との貸借権の設定が必要です。